

環境省政策体系及び目標

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 1 地球規模の環境の保全

(施策番号) (評価対象施策)

- 1-(1) (1)地球温暖化対策

(目標) 2008年から2012年の温室効果ガスを基準年(1990年, 代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)する。

(下位目標)

1. 2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を1990年比で総排出量の2%相当分削減する。
2. 2008年から2012年の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を1990年比で総排出量の0.5%相当分削減する。
3. 2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年比で総排出量の2%相当分程度の増加に抑制する。
4. 2005年以内に全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置する。
5. 2005年以内に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。
6. 我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速する。
7. 京都議定書の削減約束達成に向けて、関係各国との情報交換を密に行い、国際協力及び経験交流に努める。
8. 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である3.9%を確保する。

(事務事業)

- ア. エネルギー需給両面の対策を中心とした二酸化炭素排出削減対策の推進
- イ. 非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策の推進
- ウ. 代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進
- エ. 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化
- オ. 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進
- カ. 温室効果ガス吸収源対策の推進
- キ. 京都メカニズムの利用
- ク. 国際的連携の確保

- 1-(2) (2)オゾン層保護対策

(目標) オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。

(下位目標)

1. オゾン層等の状況を把握し、その結果を取りまとめ、広く情報発信する。
2. オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。
3. 機器等の廃棄時ににおけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。
4. モントリオール議定書遵守のため、国際協力を推進する。

(事務事業)

- ア. オゾン層の状況等の監視・観測及び結果の公表
- イ. オゾン層破壊物質の排出抑制、使用合理化の推進
- ウ. オゾン層破壊物質の回収・破壊の推進
- エ. 国際協力の推進

-1-(3) (3)酸性雨対策

(目標) 東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。

(下位目標)

1. 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の活動を推進する。
2. 酸性雨による環境影響を把握するための国内モニタリングによるデータを取得する。
3. 酸性雨に関する国際協力を推進する。

(事務事業)

- ア. 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の拡充・強化
- イ. 国内における酸性雨モニタリングの適切な実施
- ウ. 酸性雨問題の防止に向けた国際協力の推進

-1-(4) (4)海洋環境の保全

(目標) 国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。

(下位目標)

1. 条約等の規定にもとづき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制を推進する。
2. 条約等にもとづき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質の排出にかかる規制を推進する。
3. 油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。
4. 国連環境計画が推進する北西太平洋地域海計画(NOWPAP)に基づく取組を推進する。

(事務事業)

- ア. 廃棄物の海洋投入処分に係る規制の国内体制の整備
- イ. 船舶からの油、有害液体物質等廃棄物の排出規制
- ウ. 事故時に備えた環境保全に係る体制の整備と事故時における適切な対応の実施
- エ. 国際機関及び国際的枠組みの下での取組の推進